

日医発第 203 号（地 115）（税経 23）
令和 3 年 6 月 2 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会会長
中 川 俊 男
(公印省略)

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための
医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（病床機能再編
支援事業及び再編計画の認定制度関係）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等
の一部を改正する法律につきましては、令和 3 年 6 月 2 日付日医発第 202 号の文
書を以て貴会に厚生労働省公布通知をお送りしております。

今般、厚生労働省医政局長より都道府県知事等に対し、通知「良質かつ適切な
医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する
法律の一部の施行について（通知）」及び「再編計画に係る登録免許税の軽減措
置の適用について」が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありま
した。また、事務連絡「令和 3 年度「病床機能再編支援事業」の事業募集につい
て」が発出されたとの情報提供がありました。

同法律の成立、公布により、①地域医療介護総合確保基金に関する都道府県医
療計画に「地域医療構想の達成に向けた医療機関の運営の支援に関する事業」

（病床機能再編支援補助事業；令和 2 年度は一般財源）が追加され、その公費負
担分の全額を国が負担すること、並びに、②医療機関の再編事業の計画について
認定を受けられることの 2 点が施行されました。

①は、局長通知にて概要が示され、事務連絡では、今年度の病床機能再編支援
補助事業の要領が定められるとともに、可能な限り地域医療構想調整会議の早期
開催に努めることも要請されております。なお、都道府県から国への申請期限に
ついては 8 月 6 日（金）までとされ、また、地域医療介護総合確保基金への位置
づけに伴い、基金計画作成の手順や地域の関係者の意見の反映等を示す「地域医
療介護総合確保基金の活用に当たっての留意事項」等の関係通知の改訂は追って
連絡するとされております。

次に、②は、医療機関の開設者が作成した、地域医療構想の達成に向けた病床

の機能の分化及び連携を推進するための２以上の医療機関の再編計画につき、厚生労働大臣による認定を受けられることとするものであります。法律上、再編計画の認定の基準として、地域医療構想調整会議における協議に基づくものであることとされております。局長通知では、同認定制度によって、登録免許税の軽減措置が適用されることについて示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会管下関係機関等への周知につき、ご高配のほどお願い申し上げます。また、厚生労働大臣は再編計画について、あらかじめ関係都道府県の意見を聞くこととされておりますため、貴都道府県の医療審議会等でのご対応についても、合わせてよろしくお願い申し上げます。

医政発 0528 第 3 号
令和 3 年 5 月 28 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための
医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）

標記につきまして、別添のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別
区長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対す
る周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 0528 第 2 号
令和 3 年 5 月 28 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための
医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）が本日公布され、改正法のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「法」という。）の一部改正（都道府県計画及び基金の見直しに関する事項及び再編計画に関する事項）については、同日付けで施行となります。

これに伴い、施行に必要な関係政令等の整備を行うため、本日、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 160 号。以下「改正政令」という。）及び地域における医療及び介護の総合的な促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 101 号。以下「改正省令」という。）が公布され、いずれも同日付けで施行となります。

これらの趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

人口減少・高齢化が着実に進む中で、医療ニーズの変化を見据えつつ、質の高い効率的な医療提供体制を維持していくため、地域医療構想の実現に向けた、地域における病床の機能の分化・連携を推進するための医療機関の取組の支援を強化することとし、都道府県計画及び基金の見直し並びに再編計画に関する規定の新設を講じるもの。

第 2 改正の内容

1 都道府県計画及び基金の見直しに関する事項

都道府県が都道府県計画に定めることができる事項として、「地域医療構想の達成に向けた医療機関（地域における病床の機能（医療法（昭和 23 年

法律第 205 号) 第 30 条の 3 第 2 項第 6 号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。) の分化及び連携を推進するために当該地域における病床数の変更を伴う取組を行うものに限る。) の運営の支援に関する事業」を追加し、地域医療介護総合確保基金のうち当該事業に係るものについては、国は、その財源に充てるために必要な資金の全額を負担するものとする。

当該事業を含む地域医療介護総合確保基金に係る手続き等については、追って定めることとする。

2 再編計画に関する事項

医療機関の開設者は、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための 2 以上の医療機関の再編の事業（以下「医療機関の再編の事業」という。）に関する計画（以下「再編計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

当該認定に係る手続等については、次に掲げるとおりとすること。

なお、所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第 21 号）の施行に伴い、再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の軽減措置の適用を受けることができる。その手続等については、「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」（令和 3 年 5 月 28 日付け医政発 0528 第 4 号厚生労働省医政局長通知）を参照すること。

（1）再編計画の認定

① 再編計画の認定の申請書類

再編計画の認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。また、厚生労働大臣は、次に掲げる書類のほか、再編計画が④に掲げる要件に適合するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

なお、申請する再編計画（②エ及びオに掲げる事項に係る部分を除く。）は、あらかじめ医療法第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場合（以下「地域医療構想調整会議」という。）に提出し、その協議を経たものでなければならない。

ア 当該申請をしようとする者が法人である場合には、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面

イ 当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し

ウ 当該申請をしようとする者の最近 2 期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近 1 年間の事業内容の概要を記載した書類）

エ 再編計画が、地域医療構想調整会議における協議に基づくもので

あることを示す書類

オ 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類

カ 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類

② 再編計画の記載事項

再編計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

ア 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項

イ 医療機関の再編の事業の内容

ウ 医療機関の再編の事業の実施時期

エ 医療機関の再編の事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

オ 医療機関の再編の事業の用に供する不動産を取得する場合には、当該不動産に関する事項

③ 再編計画の認定の申請方法

再編計画の認定の申請は、その計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。

④ 再編計画の認定の基準

厚生労働大臣は、再編計画の認定の申請があった場合において、当該申請に係る再編計画が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、再編計画の認定をするものとする。

ア 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するために適切なものであること。なお、以下に該当する場合には、適切とは判断できないこと。

- ・ 再編前後の対象医療機関の病床機能別病床数の合計について、当該医療機関が所在する構想区域において不足する病床機能以外の病床機能の病床数の合計が増加する場合（理由がやむを得ないものと認められない場合に限る。）

- ・ 再編後の医療機関において、病床が全て稼働していない病棟（過去 1 年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成されている病棟をいう。）を有することとなる場合

イ 再編計画の記載事項が、地域医療構想調整会議における協議に基づくものであること。

⑤ 関係都道府県の意見の聴取

厚生労働大臣は、再編計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県の意見を聴かなければならない。

⑥ 再編計画の認定の通知

厚生労働大臣は、再編計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。

(2) 再編計画の変更

① 再編計画の変更の認定

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、当該再編計画の変更をしようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。ただし、以下に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

ア 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項の変更のうち、都道府県知事が個別に軽微と認める変更

イ 医療機関の再編の事業の内容の変更のうち、都道府県知事が個別に軽微と認める変更

ウ 医療機関の再編の事業の実施時期の6月以内の変更

エ 医療機関の再編の事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

オ 医療機関の再編の事業の用に供する不動産を取得する場合には、当該不動産に関する事項

② 軽微な変更の場合の届出

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、①に掲げる軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を当該再編計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

具体的には、軽微な変更をした後おおむね6月以内に、当該変更について厚生労働大臣に届け出ることとし、時期の異なる複数の軽微な変更をまとめて届け出ることとする。

③ 再編計画の変更の認定の申請方法等

(1) ③～⑥については、再編計画の変更の認定について準用する。

(3) 報告の聴取

厚生労働大臣は、再編計画の認定を受けた再編計画(変更の認定又は変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。)に係る医療機関の再編の事業を行う医療機関の開設者(以下「認定医療機関開設者」という。)に対し、当該認定再編計画に係る医療機関の再編の事業の実施状況に関し報告をさせることができる。

(4) 再編計画の認定の取消し

厚生労働大臣は、認定再編計画が(1)④の再編計画の認定の基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定医療機関開設者が認定再編計画に従って医療機関の再編の事業を実施しないときは、再編計画の認定を取り消すことができる。(1)⑤及び⑥については、再編計画の認定の取消しについて準用する。

法 11 条の 2 第 1 項の認定の申請等の手続きについて

第 1 認定の申請手続き

法第 11 条の 2 第 1 項の認定の申請は、以下のとおり行うこと。

(1) 申請書の作成

申請者は、認定に必要な再編事業に関する所定の事項を別記様式 1 に基づき記載すること。

(2) 事前の地域医療構想調整会議での合意

申請にあたって、別記様式 1 の別紙 1 に基づく再編計画の記載事項について、地域医療構想調整会議において、協議がなされ合意されていること。

(3) 申請書の提出方法

別記様式 1 に基づき記載した申請書及び以下の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出すること。

- ① 登記事項証明書及び定款の写し、又はこれらに準ずるもの（申請をしようとする者が法人である場合）※ 1
- ② 住民票の写し（申請をしようとする者が個人である場合）※ 1
- ③ 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書※ 2
- ④ 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類※ 3
- ⑤ 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類※ 4
- ⑥ 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類※ 5

※ 1 これらの書類は、当該再編事業を行う全ての者のものを添付すること。

※ 2 これらの書類は、最近 2 期間の確定決算に基づく書類を添付すること。これらの書類がない場合にあっては、最近 1 年間の事業内容の概要を記載した書類を添付すること。

※ 3 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類には、当該会議に提出した全ての書類及び当該会議の議事録を添付すること。

※ 4 土地の概要が分かる書類にあたっては登記事項証明書を添付すること。

※ 5 建物の概要が分かる書類にあたっては建設にかかる基本的な計画等の書類を添付すること。

第 2 認定再編計画の変更手続き

(1) 変更申請書の作成

認定医療機関開設者は、認定再編計画について変更しようとするときは変更事項を別記様式 2 に基づき記載すること。

(2) 事前の地域医療構想調整会議での合意

変更申請にあたって、変更する再編計画の記載事項について、地域医療構想調整会議において、協議がなされ合意されていること。

(3) 申請書の提出方法

別記様式2に基づき記載した変更申請書及び以下①～④の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出すること。なお、③、④については、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。

① 変更後の再編計画（別記様式1の別紙1及び別紙2）

② 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類※1

③ 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類※2

④ 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類※3

※1 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類には、当該会議に提出した全ての書類及び当該会議の議事録を添付すること。

※2 土地の概要が分かる書類にあたっては登記事項証明書を添付すること。

※3 建物の概要が分かる書類にあたっては建設にかかる基本的な計画等の書類を添付すること。

第3 認定再編計画の軽微な変更の手続き

(1) 軽微変更届出書の作成

認定医療機関開設者は、認定再編計画について軽微な変更をしようとするときは変更事項を別記様式3に基づき記載すること。

(2) 軽微変更届出書の提出方法

別記様式3に基づき記載した軽微変更届出書及び以下①～③の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出すること。なお、②、③については、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。

① 変更後の再編計画（別記様式1の別紙1及び別紙2）

② 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類※1

③ 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類※2

※1 土地の概要が分かる書類にあたっては登記事項証明書を添付すること。

※2 建物の概要が分かる書類にあたっては建設にかかる基本的な計画等の書類を添付すること。

第4 認定再編計画の実施状況の報告の手続き

(1) 実施状況報告書の作成

認定医療機関開設者は、認定再編計画の実施状況について報告をしようとするときは報告事項を別記様式4に基づき記載すること。

(2) 実施状況報告書の提出方法

別記様式4に基づき記載した実施状況報告書及び以下①～②の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出すること。

① 認定再編計画（別記様式1の別紙1及び別紙2）

② その他厚生労働大臣が求める書類

別記様式第 1

再編計画の認定申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者
住 所
医療機関名
氏 名

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第11条の2
第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、再編の事業を行う全ての医療機関の開設者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、A 4 とすること。

(別紙 1)

再編計画

1. 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項

開設者及び設置主体								
施設名								
所在地								
構想区域名								
病床機能別病床数	申請時の状況	総病床数	一般病床及び療養病床					その他 (一般病床・療養病床以外)
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	
標榜診療科								
職員数		医師	歯科医師	看護師	准看護師	看護補助者	助産師	理学療法士
		作業療法士	言語聴覚士	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学士	管理栄養士
病院建物建築年次								

開設者及び設置主体								
施設名								
所在地								
構想区域名								
病床機能別病床数	申請時の状況	総病床数	一般病床及び療養病床					その他 (一般病床・療養病床以外)
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	
標榜診療科								
職員数		医師	歯科医師	看護師	准看護師	看護補助者	助産師	理学療法士
		作業療法士	言語聴覚士	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学士	管理栄養士
病院建物建築年次								

※ 表は医療機関数によって適宜追加すること

2. 医療機関の再編の事業の内容

(1) 再編事業の概要

再編後の医療機関が存する構想区域名	
再編事業を行う医療機関が当該構想区域で再編後に担う役割	・ ・
その他	

※ 行は必要に応じて適宜追加すること

※ 「再編事業を行う医療機関が当該構想区域で再編後に担う役割」については、再編事業を行う医療機関以外の医療機関との役割分担についても記載すること。

(2-1) 再編後の医療機関に関する事項

開設者及び設置主体								
施設名								
再編後の所在地								
病床機能別病床数	申請時の状況	総病床数	一般病床及び療養病床					その他 (一般病床・療養病床以外)
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	
標榜診療科								
職員数		医師	歯科医師	看護師	准看護師	看護補助者	助産師	理学療法士
		作業療法士	言語聴覚士	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	管理栄養士

※ 表は医療機関数によって適宜追加すること

(2-2) 再編前後の対象医療機関の病床機能別病床数の合計

対象医療機関の病床機能別病床数の合計		総病床数	一般病床及び療養病床					その他 (一般病床・療養病床以外)
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	
	再編前							
	再編後							

※再編の事業を行う全ての医療機関の病床機能別病床数の合計を記入すること

3. 医療機関の再編の事業の実施時期

実施期間	年度 ～ 年度
計画年度	実施内容
年度	・
年度	・
年度	・
年度	・
年度	・
年度	・

※実施内容については、実施月を記載するなど実施時期が分かるように記入すること。

(別紙2)

4. 再編の事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

費用	調達先	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
所要額						

※ 内容を補足する資料を参考資料として適宜添付すること

5. 再編の事業の用に供するために取得する不動産に関する事項

(土地)

(単位：㎡)

	所在地番	地目	面積	その他	購入時期
1					
2					
3					

※ 再編の事業の用に供するために土地を取得しない場合は、本項目は記入不要

※ 再編の事業の用に供するために土地を取得する場合は、土地の概要が分かる資料を添付すること

(建物)

(単位：㎡)

	所在家屋番号	種類・構造	床面積	その他	着工時期	竣工時期
1						
2						
3						

※ 再編の事業の用に供するために病棟等を建築（増改築を含む）しない場合は、本項目は記入不要

※ 再編の事業の用に供するために病棟等を建築（増改築を含む）する場合は、図面、設計書等、工事の概要が分かる資料を添付すること

添付書類

1	登記事項証明書及び定款の写し、又はこれらに準ずるもの(申請しようとするものが法人である場合) ※ 1
2	住民票の写し(申請をしようとする者が個人である場合) ※ 1
3	事業報告書、貸借対照表及び損益計算書 ※ 2
4	地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類 ※ 3
5	再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類 ※ 4
6	再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類 ※ 5

※ 1 これらの書類は、当該再編事業を行う全ての者のものを添付すること。

※ 2 これらの書類は、最近 2 期間の確定決算に基づく書類を添付すること。これらの書類がない場合にあっては、最近 1 年間の事業内容の概要を記載した書類を添付すること。

※ 3 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類には、当該会議に提出した全ての書類及び当該会議の議事録を添付すること。

※ 4 土地の概要が分かる書類にあたっては登記事項証明書を添付すること。

※ 5 建物の概要が分かる書類にあたっては建設にかかる基本的な計画等の書類を添付すること。

別記様式第2

再編計画の変更申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者
住 所
医療機関名
氏 名

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第11条の6第1項の規定に基づき、認定再編計画の変更について認定を受けたいので申請します。

記

1. 変更する認定再編計画

認定再編計画番号	
再編の事業の 対象医療機関	

2. 変更の内容

変更した記載事項	変更内容

(備考)

- 1 変更後の再編計画を添付すること。
- 2 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類（当該会議に提出した全ての書類及び当該会議の議事録）を添付すること。
- 3 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類（登記事項証明書）について、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。
- 4 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類（建設にかかる基本的な計画等）について、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。
- 5 「申請者」には、再編の事業を行う全ての医療機関の開設者を記載すること。
- 6 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、A4とすること。

別記様式第3

再編計画の軽微変更届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者
住 所
医療機関名
氏 名

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第11条の6第2項の規定に基づき、認定再編計画の軽微な変更を行ったので、届出書を提出します。

記

1. 変更する認定再編計画

認定再編計画番号	
再編の事業の 対象医療機関	

2. 軽微な変更の内容

変更した記載事項	変更内容

(備考)

- 1 変更後の再編計画を添付すること。
- 2 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類（登記事項証明書）について、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。
- 3 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類（建設にかかる基本的な計画等）について、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。
- 4 再編計画（別紙1）における「2.（2-1）」のうち「再編後の所在地」及び「5」に変更がある場合は、不動産の取得前に届け出ること。
- 5 「申請者」には、再編の事業を行う全ての医療機関の開設者を記載すること。
- 6 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、A4とすること。

別記様式第 4

再編計画の実施状況報告書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者
住 所
医療機関名
氏 名

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第11条の7の規定に基づき、認定再編計画の実施状況について報告します。

記

1. 報告する認定再編計画

認定再編計画番号	
再編の事業の 対象医療機関	

2. 再編の事業の実施状況

実施期間	年度 ～ 年度	
計画年度	実施内容	現在の実施状況
年度	・	
年度	・	
年度	・	
年度	・	
年度	・	

(備考)

- 1 認定再編計画を添付すること。
- 2 その他厚生労働大臣が求める書類を添付すること。
- 3 「申請者」には、再編の事業を行う全ての医療機関の開設者を記載すること。
- 4 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、A 4 とすること。

医政発 0528 第 6 号
令和 3 年 5 月 28 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について

標記につきまして、別添のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別
区長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対す
る周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 0528 第 4 号
令和 3 年 5 月 28 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について

所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第 21 号。以下「改正省令」という。）の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 11 条の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定（同法第 11 条の 6 第 1 項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。

当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

記

1 趣旨

地域医療構想の実現のため、再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を軽減するもの。

2 概要

(1) 制度の概要

令和 3 年 5 月 28 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な土地の取得をし、取得後 1 年以内に所有権の移転の登記を行った場合、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率を 1000 分の 10（本則 1000 分の 20）とし、建物の建築をし、建築後 1 年以内に建

物の所有権の保存の登記を行った場合、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を 1000 分の 2（本則 1000 分の 4）とする。

（２） 医療機関における手続

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、

- ① 登記を行う前に、改正省令による改正後の租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 30 条の 4 の規定に基づき、別添様式の租税特別措置法適用証明申請書に必要事項を記載の上、厚生労働省に申請を行うこと。

※ 租税特別措置法適用証明書の申請については、再編計画の認定の申請日以降に、下記申請先に郵送することとする。申請に当たっては、返信用封筒（A 4 の証明書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付すること。）を併せて送付すること。

- ② 当該土地の取得又は建物の建築後 1 年以内に、登記の申請書に厚生労働省より交付を受けた租税特別措置法適用証明書を添付した上で、登記所において登記を行うこと。

3 照会・申請先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 20 階
厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室

TEL:03-3595-2186 （内線：2661）

FAX:03-3503-8562

Email: iryo-keikaku@mhlw.go.jp

様式（第 80 条の 3 第 1 項又は第 2 項関係）

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

厚生労働大臣 名 殿

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の資格及び氏名

（注 1）

下記事項が租税特別措置法第 80 条の 3 第○項に該当するものであることにつき、租税特別措置法施行規則第 30 条の 4 第○項の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人

（注 2）

2. 上記登記申請人が、租税特別措置法第 80 条の 3 第 1 項に規定する医療機関の開設者であること

3. 租税特別措置法第 80 条の 3 第 1 項に規定する地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 11 条の 2 第 1 項（変更の認定の場合には、同法第 11 条の 6 第 1 項）の認定年月日
年 月 日

4. 不動産の表示（別紙）

（注 3）

5. 上記不動産が、租税特別措置法第 80 条の 3 第 1 項に規定する再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要なものであること

6. 上記登記申請人が、上記不動産の取得又は建築をした年月日
年 月 日

上記事項は、租税特別措置法第 80 条の 3 第○項に該当するものであることを証明します。

番 号
年 月 日
厚生労働大臣

印

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

(注1) 申請者である法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の資格及び氏名を記載する。
申請者が個人の場合は、住所、屋号及び氏名を記載する。

(注2) 「上記証明申請者と同じ」と記載すること。

(注3) 別紙には、所有権の移転又は保存の登記をすべき不動産の表示を記載する。

(1) 土地の場合 所在、地番、地目及び地積

(2) 建物の場合 所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(別紙)

1. 土地

所 在	地 番	地 目	地 積

(注1)「所在」、「地番」、「地目」及び「地積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記載する。

2. 建物

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積

(注1)「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記載する。

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 28 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和 3 年度「病床機能再編支援事業」の事業募集について

令和 3 年 5 月 28 日に、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号）が公布・一部施行され、令和 2 年度に予算事業として措置された「病床機能再編支援事業」を、地域医療介護総合確保基金の中に新たに位置付けるとともに、本事業に要する経費に係る財源を全額国費負担とされたところです。

ついては、令和 3 年度の事業募集を行うにあたり、別添のとおり本事業の要領を取り纏めましたので御連絡いたします。

御担当者様におかれましては、別添を参照の上、医療機関への事業募集や、地域医療構想調整会議等の開催時期の調整、支給申請内容の確認等、適宜対応を進めていただきますようお願い致します。

なお、医療機関からの申請内容について、地域医療構想調整会議での議論の結果、地域医療構想の実現に向けた必要な取組と判断されなかった場合、申請医療機関においては、申請の取消や資金計画の見直し等に時間を要することとなるため、可能な限り地域医療構想調整会議の早期開催に努めていただきますようお願い致します。

また、都道府県から国（当課）への申請期限については 8 月 6 日（金）までとし、詳細な申請方法、法改正に伴う「医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱」、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」及び「地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項」等の改訂通知につきましては、追って連絡することと致します。

照会先 厚生労働省医政局地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室 代表：03-5253-1111（内線 2673、2771） 直通：03-3595-2186 E-mail：shinkikin9@mhlw.go.jp

＜令和2年度との主な変更内容＞

1. 名称の見直し

令和2年度	令和3年度
病床機能再編支援補助金	地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業 （通称：病床機能再編支援事業）
①病床削減支援給付金	①単独支援給付金
②医療機関統合支援給付金	②統合支援給付金
③病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援給付金	③債務整理支援給付金

2. 支給対象の考え方（上記①・②関連）

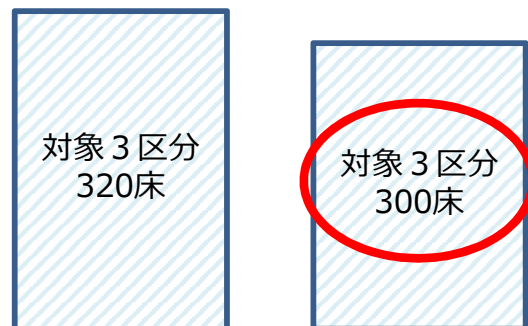
- 直近の病床数（3区分）と比較することとした場合、回復期転換を妨げるおそれ ⇒ **基準年を固定**
- 「当該年度の廃止病床について申請・支給」は、年度末の執行業務が煩雑 ⇒ **計画に沿って申請・廃止年度以降に支給**

	令和2年度	令和3年度以降
支給対象 医療機関の 要件	○ 平成30年度病床機能報告時の病床数と比較 ○ 対象3区分（高度急性期、急性期、慢性期）で10%以上減	○ 平成30年度病床機能報告時の病床数と比較 ○ 対象3区分（高度急性期、急性期、慢性期）で10%以上減
支給額計算 の 対象病床数	○ 平成30年度病床機能報告時の病床数と比較 （令和元年度に病床を廃止した場合には令和元年度の病床数） ※令和2年度以降の廃止病床数を対象とする趣旨 ○ 対象3区分の減床数 ※回復期転換分は対象外	○ 平成30年度病床機能報告時の病床数と比較 （令和元年度に病床を廃止した場合には令和元年度の病床数） ※令和2年度以降の廃止病床数を対象とする趣旨 ○ 対象3区分の減床数 ※回復期転換分、過年度支給分は対象外
申請・支給 の タイミング	○ ①病床削減給付金は、令和2年度に廃止した病床について年度内に申請・支給 ○ ②統合支援給付金は、調整会議で合意された計画に沿って申請・支給	○ ①単独支援給付金は、調整会議で合意された計画に沿って申請（廃止手続は、令和2年度以降であれば、いつでも可） ※国への申請は、病床再編が開始される年度以降に申請可 ※医療機関への支給は、病床を廃止した年度以降に支給。また、複数年度に跨がって病床を廃止する場合は、年度毎に減少した病床数に相当する額を支給（減少した病床数に応じて複数年度分を一括して支給することも可） ○ ②統合支援給付金は、調整会議で合意された計画に沿って申請・支給

＜具体的なイメージ＞

H30度病床
機能報告時

R2.4.1

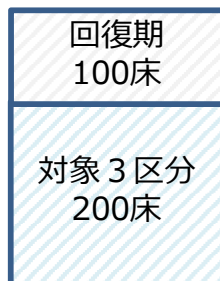


いずれか
少ない方

※R元に削減されている分は
支給対象から除外する趣旨

パターン①

R2年度

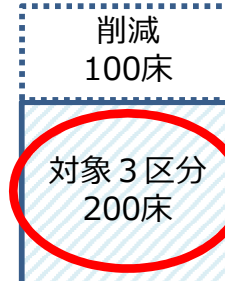


※途中回復期へ転換した
場合であっても支給対象
の基準はR2.4.1

R3年度

計画
作成

R4年度



※R2.4.1（基準）
時点と比較し、
削減された分が
対象

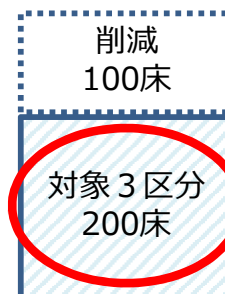
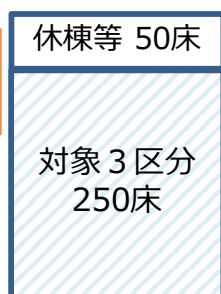
病床再編が開始される
年度以降申請可

100床分支給可

パターン②



計画
作成



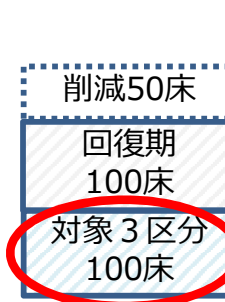
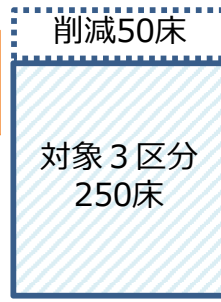
病床再編が開始される年度以降申請可

100床分支給可

パターン③



計画
作成



※回復期転換分
は対象外
（100床）

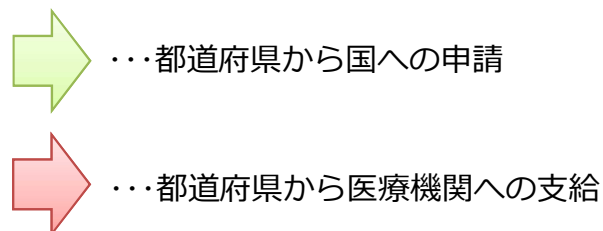
病床再編が開始される年度以降申請可

50床分支給可

50床分支給可

又は纏めて100床分支給可

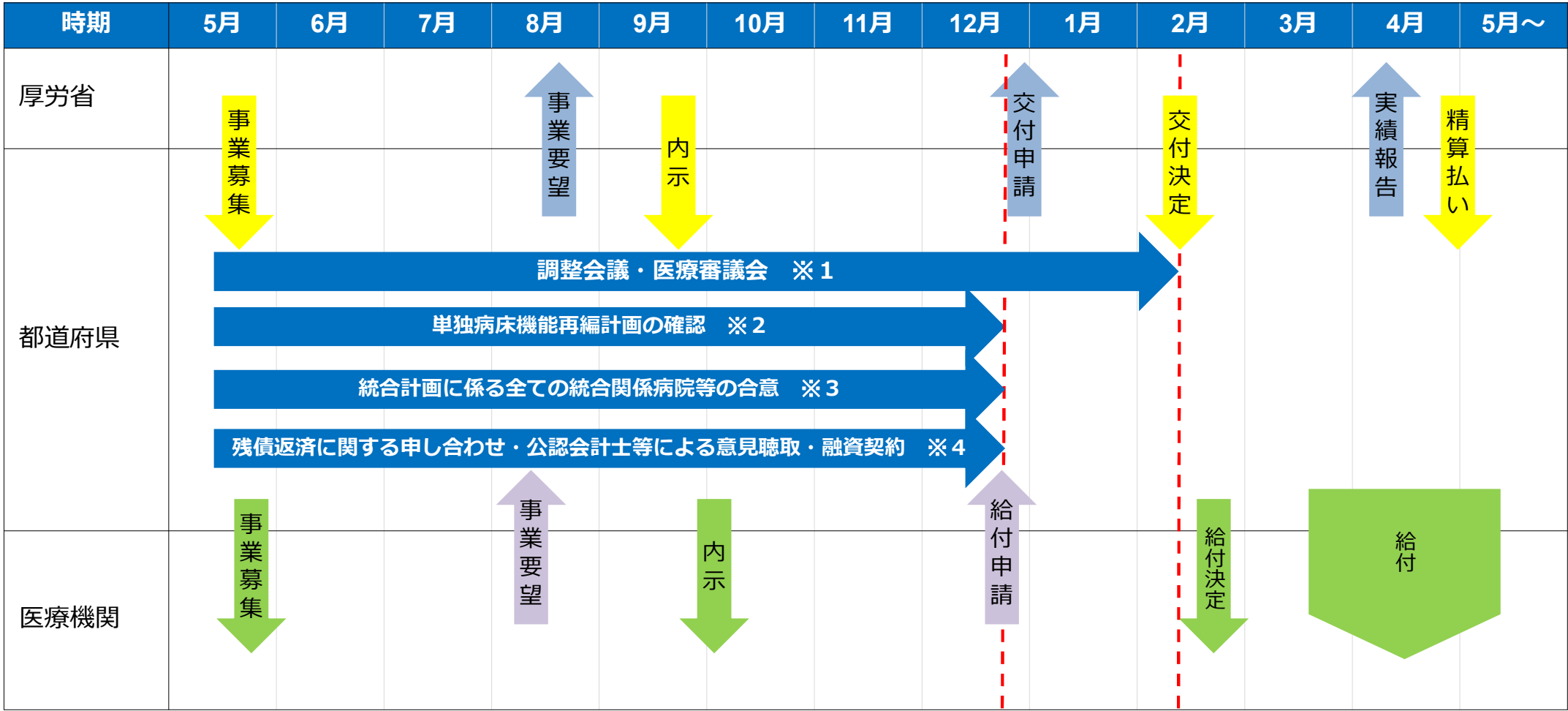
いずれも100床分が支給対象



病床機能再編支援事業・各種給付金の 交付までのスケジュール案（全体版）

スケジュール

事業要望の状況に応じ追加募集を行う場合があります



- ※1 地域医療構想調整会議及び都道府県医療審議会の開催時期について
 交付事務を円滑に進める観点から、**基金の交付決定日までに開催し、意見を聴取すること**を求める。合わせて、地域医療構想調整会議又は都道府県医療審議会において給付金を受け取ることが適当ではないと判断された場合は、速やかに国へ申請の取り下げを連絡すること。なお、都道府県医療審議会については、地域医療構想との整合性がとれているか審議可能な場であれば都道府県医療審議会以外の場（分科会等）でも認められます。
- ※2 単独病床機能再編計画について
 様式は任意（都道府県が指定する場合は指定された様式）とするが、**平成30年度病床機能報告の報告時点から単独病床機能再編計画における計画完了日までの病床再編における変遷を明記すること**。なお、単独病床機能再編計画は計画の完了日が令和8年3月31日までのものに限る。
- ※3 統合に関する計画書について
 当該資料は給付申請書の添付書類となるため、**給付申請日までに全ての統合関係病院等の計画に対する合意が必要**。
- ※4 残債引継に関する申し合わせ書、公認会計士等による意見聴取書、統合によって廃止となる病院の残債返済のために新たに受けた融資の貸付契約書について
 これらの資料は給付申請書の添付資料となるため、**給付申請日までに残債引継に係る申し合わせ、意見聴取の実施、融資契約の締結が必要**。

各種給付金の交付までの提出資料とスケジュール（単独支援給付金）

単独支援給付金における提出書類

提出者⇒受領者	都道府県⇒厚生労働省	医療機関⇒都道府県
事業要望 (8月下旬期限予定)	○ 事業計画書 - ー 様式 7ー1 単独支援給付金支給事業	○ 支給申請書 - ー 支給申請額算定シート - ー (参考) 病床融通に関する概要 ※1
交付申請 (12月下旬期限予定)	既存の地域医療介護総合確保基金の交付申請に必要な書類に加えて以下を提出すること ○ 事業計画書 - ー 様式 7ー1 単独支援給付金支給事業	○ 支給申請書 - ー 単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書 ※2 - ー 支給申請額算定シート - ー (参考) 病床融通に関する概要 ※1 ○ その他 - ー 単独病床機能再編計画 ※3 - ー 病床稼働率の根拠となる病床機能報告等の写し
調整会議および医療審議会 (交付決定まで)		○ その他 - ー 単独病床機能再編計画 ※3

※1 (参考) 病床融通に関する概要

(1) 複数医療機関が関わる再編計画の場合、医療機関は都道府県に対して病床融通に関する概要を提出すること。なお、病床融通が発生しない再編の場合は提出不要。

※2 過年度に同様の給付金が支給されている場合

(1) 過年度に「令和2年度病床機能再編支援補助金における令和2年度地域医療構想を推進するための病床削支援給付金」又は「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業のうち単独支援給付金支給事業」により支給を受けている場合、過年度における支給申請書も併せて提出すること。

※3 単独病床機能再編計画の説明について

- (1) 計画様式は任意だが、平成30年度病床機能報告、令和元年度病床機能報告、再編途中、再編後における区分ごとの許可病床数、稼働病床数等の説明と意見聴取を行うこと。
- (2) 聴取結果や削減計画の説明資料については、都道府県内で管理すること。
- (3) 令和元年度病床機能報告から令和2年3月31日までの期間で再編を行い且つ本事業に申請する医療機関は、改めて当該期間における区分ごとの稼働病床数についても意見聴取を行うこと。
- (4) 調整会議、医療審議会の意見聴取の手法については、今般の新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、web会議形式やメール等の略式の場合であっても認められる。

各種給付金の交付までの提出資料とスケジュール（統合支援給付金）

統合支援給付金における提出書類

提出者⇒受領者	都道府県⇒厚生労働省	医療機関⇒都道府県
事業要望 (8月下旬期限予定)	○ 事業計画書 - ー 様式 7ー2 単独支援給付金支給事業 - ー 支給申請額算定シート	○ 支給申請書 - ー 支給申請額算定シート
交付申請 (12月下旬期限予定)	○ 事業計画書 - ー 様式 7ー2 単独支援給付金支給事業	○ 支給申請書 - ー 統合支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書 - ー 支給申請額算定シート ○ その他 - ー 統合に関する計画書 ※1
調整会議および医療審議会 (交付決定まで)		○ その他 - ー 統合計画の説明資料 ※2

※1 統合に関する計画書について

(1) 統合に関する計画書については任意の様式とするが、以下の内容について必ず加味すること。

- ー 統合に関する合意の内容（合意日、統合後の医療体制、移転を伴う場合は立地等）
- ー 統合に関するスケジュール
- ー 統合に関する資金計画（廃止病院に残債がある場合はその処理計画）

※2 統合計画の説明資料について

- (1) 説明資料は任意だが、統合計画に関する概要を説明すること。過去に調整会議や医療審議会にて意見聴取している計画であっても、改めて令和3年度中の調整会議又は医療審議会にて説明することで、今年度内の計画合意とみなす。
- (2) 交付決定までに着工している事業は、本支援対象事業とは関わらない既存事業とし、本支援対象事業としては認めない。
- (3) 聴取結果や統合計画の説明資料については、都道府県内で管理すること。
- (4) 調整会議、医療審議会の意見聴取の手法については、今般の新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、web会議形式やメール等の略式の場合であっても認められる。

各種給付金の交付までの提出資料とスケジュール（債務整理支援給付金）

債務整理支援給付金における提出書類

提出者⇒受領者	都道府県⇒厚生労働省	医療機関⇒都道府県
事業要望 (8月下旬期限予定)	○ 事業計画書 - ー 様式 7ー3 債務整理支援給付金支給事業	○ 支給申請書 - ー 支給申請額算定シート
交付申請 (12月下旬期限予定)	○ 事業計画書 - ー 様式 7ー3 債務整理支援給付金支給事業 ○ その他 - ー 統合に関する計画書 ※1	○ 支給申請書 - ー 支給申請額算定シート - ー 債務整理支援支給申請書兼口座振込依頼書 ○ その他 - ー 債務整理支援給付金における公認会計士等による手続実施報告書 - ー 新たに受けた融資の貸付契約書の写し及びこれに係る償還年次表 - ー 国税の納税証明書 - ー 社会保険料納入証明書 - ー 労働保険料等納入証明書 - ー 医療機関統合支援給付金の申請を行っている場合は申請書の写し - ー 統合に関する計画書 ※1
調整会議および医療審議会 (交付決定まで)		○ その他 - ー 統合計画の説明※

※ 統合計画の説明資料について

- (1) 説明資料は任意だが、統合計画に関する概要を説明すること。過去に調整会議や医療審議会にて意見聴取している計画であっても、改めて令和2年度中の調整会議又は医療審議会にて説明することで、今年度内の計画合意とみなす。
- (2) 聴取結果や統合計画の説明資料については、都道府県内で管理すること。
- (3) 調整会議、医療審議会の意見聴取の手法については、今般の新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、web会議形式やメール等の略式の場合であっても認められる。

地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

1 目的

地域医療構想（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の実現に向けた取組を支援することを目的とする。

（1）単独支援給付金支給事業

病院又は診療所であって療養病床（医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。）又は一般病床（同項第 5 号に規定する一般病床をいう。）を有するもの（以下「医療機関」という。）が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援することを目的とする。

（2）統合支援給付金支給事業

複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関に給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援することを目的とする。

（3）債務整理支援給付金支給事業

複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に係る給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援することを目的とする。

2 対象事業

（1）単独支援給付金支給事業

平成 30 年度病床機能報告において、平成 30 年 7 月 1 日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象 3 区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」という。）を作成した医療機関の開設者又は開設者であった者を支給対象とした事業であって、次のすべての支給要件を満たすものとする。なお、地域医療構想の実現を目的としたものではない病床機能再編（経営困難等を踏まえた自己破産による廃院）は支給の対象とはならない。

- ① 単独病床機能再編計画について、地域医療構想調整会議（同法第 30 条の 14 第 1 項に規定する「協議の場」をいう。以下同じ。）の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。
- ② 病床機能再編を行う医療機関における病床機能再編後の対象 3 区分の許可病床数が、平成 30 年度病床機能報告における対象 3 区分として報告された稼働病床数の合計の 90%以下であること。

（２）統合支援給付金支給事業

平成 30 年度病床機能報告において、平成 30 年 7 月 1 日時点の病床機能について、対象 3 区分と報告した病床数の減少を伴う、次のすべてを満たす統合計画に参加する医療機関（以下「統合関係医療機関」という。）の開設者を支給対象とした事業であって、次のすべての支給要件を満たすものとする。

- ① 統合計画について、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。
- ② 統合関係医療機関のうち 1 以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。
- ③ 統合後、統合関係医療機関のうち 1 以上の医療機関が運営されていること。
- ④ 令和 8 年 3 月 31 日までに統合が完了する計画であり、すべての統合関係医療機関が計画に合意していること。
- ⑤ 統合関係医療機関の対象 3 区分の総病床数の 10%以上減少すること。

（３）債務整理支援給付金支給事業

地域医療構想の実現に資する統合計画に参加し、統合後に存続している医療機関であって、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた医療機関（以下「承継医療機関」という。）の開設者を支給対象とした事業であって、次のすべての支給要件を満たすものとする。

- ① 地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めた統合計画による統合後に存続している医療機関であること。（（２）統合支援給付金支給事業による統合関係医療機関として認められていること。）
- ② 統合関係医療機関のうち 1 以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。
- ③ 統合後、統合関係医療機関のうち 1 以上の医療機関が運営されていること。
- ④ 統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに

融資を受けていること。

- ⑤ 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。
- ⑥ 国税、社会保険料又は労働保険料を滞納していないこと。

3 助成額の算定方法

(1) 単独支援給付金支給事業

- ① 平成 30 年度病床機能報告において、対象 3 区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象 3 区分の許可病床数に対象 3 区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、対象 3 区分の病床稼働率に応じ、減少する病床 1 床当たり下記の表の額を支給する。病床稼働率については、平成 30 年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。なお、平成 30 年度病床機能報告から令和 2 年 4 月 1 日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成 30 年度病床機能報告時の対象 3 区分の稼働病床数又は令和 2 年 4 月 1 日時点の対象 3 区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。

病床稼働率	減少する場合の 1 床当たりの単価
50%未満	1, 140 千円
50%以上 60%未満	1, 368 千円
60%以上 70%未満	1, 596 千円
70%以上 80%未満	1, 824 千円
80%以上 90%未満	2, 052 千円
90%以上	2, 280 千円

- ② 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1 床当たり 2,280 千円を交付する。
- ③ 上記①及び②の算定に当たっては、以下の病床数を除くこと。
- ・ 回復期機能、介護医療院に転換する病床数
 - ・ 過去に令和 2 年度病床機能再編支援補助金における地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金及び本事業の支給対象となった病床数
 - ・ 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数

(2) 統合支援給付金支給事業

- ① 統合関係医療機関ごとに、平成 30 年度病床機能報告において、対象 3 区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数までの間の病床数の減少について、対象 3 区分の病床稼働率に応じ、減少する病床 1 床当たり下記の表に基づいて算出された額の合計額を支給する。病床稼働率については、平成 30 年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。なお、平成 30 年度病床機能報告から令和 2 年 4 月 1 日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成 30 年度病床機

能報告時の対象3区分の稼働病床数又は令和2年4月1日時点の対象3区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。

病床稼働率	減少する場合の1床当たりの単価
50%未満	1, 140千円
50%以上60%未満	1, 368千円
60%以上70%未満	1, 596千円
70%以上80%未満	1, 824千円
80%以上90%未満	2, 052千円
90%以上	2, 280千円

- ② 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1床あたり2,280千円を支給する。
- ③ 上記①及び②の算定に当たっては、統合関係医療機関間の病床融通数、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。
- ④ 「重点支援区域の申請について」（令和2年1月10日付け医政地発0110第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づく重点支援区域として指定された統合関係病院等医療機関については、上記①及び②により算定された金額に1.5を乗じて算定された額の合計額を支給する。

（3）債務整理支援給付金支給事業

承継医療機関が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定する。

4 支給方法

（1）単独支援給付金支給事業

ア. 申請及び支給の方法

- ① 給付金の支給を受けようとする医療機関は、開設地の都道府県に対し、以下の書類を添えて申請を行う。
 - i 単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書
 - ii 単独病床機能再編計画（令和8年3月31日までのものに限る。）
 - iii 病床稼働率算出の根拠となる平成30年度病床機能報告の写し又は令和元年度の病床機能報告の写し等
 - iv 過年度に申請した単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書の写し（過年度に「令和2年度病床機能再編支援補助金における令和2年度地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金」又は「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業のうち単独支援給付金支給事業」により支給を受けている場合に限る。）

v 病床融通に関する概要（地域医療連携推進法人による病床融通や医療法第30条の4第10項に基づく複数の公的医療機関等を含めた再編統合の特例等、複数の医療機関の病床機能の分化・連携の取組により病床を融通する場合に限る。）

- ② 都道府県は、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえた上で、審査を行い、支給の申請を受けた単独病床機能再編計画が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であるかの判断を行う。
- ③ 判断の結果、都道府県が必要と認め、支給を承認した場合には、当該医療機関に対して給付金を支給する。

イ. 申請受付開始日及び申請期限

- ① 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日を決定するものとする。
- ② 申請期限は、都道府県医療審議会の開催日程等を踏まえ、都道府県において定める。

(2) 統合支援給付金支給事業

ア. 申請及び支給の方法

- ① 統合後も存続する医療機関から本給付金に関する事務を一括して取り扱う医療機関（以下「代表医療機関」という。）を定めるものとし、統合関係医療機関を代表して代表医療機関を通じて、開設地の都道府県に対し、以下の書類を添えて申請を行う。
 - i 統合支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書
（代表医療機関以外の統合関係医療機関の副署があるもの）
 - ii 統合計画（以下の項目を必ず含むこととする）
 - ・ 統合に関する合意の内容（合意日、統合後の医療体制、移転を伴う場合は立地等）
 - ・ 統合に関するスケジュール
 - ・ 統合に関する資金計画（廃止となる医療機関に残債がある場合はその処理計画）
 - iii 病床稼働率算出の根拠となる平成30年度病床機能報告の写し又は令和元年度の病床機能報告の写し
- ② 都道府県は、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえた上で、審査を行い、統合関係医療機関から支給の申請を受けた統合計画が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であるかの判断を行う。
- ③ 判断の結果、都道府県が必要と認め、支給を承認した場合には、代表医療機関に対して給付金を支給する。
- ④ 代表医療機関は、他の統合関係医療機関に対する給付金の分配について、他の統合関係医療機関と協議を行うものとする。

イ. 申請受付開始日及び申請期限

- ① 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日を決定するものとする。

- ② 申請期限は、都道府県医療審議会の開催日程等を踏まえ、都道府県において定める。
- ③ 判断の結果、都道府県が必要と認め、支給を承認した場合には、代表医療機関に対して給付金を支給する。
- ④ 代表医療機関は、他の統合関係医療機関に対する給付金の分配について、他の統合関係医療機関と協議を行うものとする。

(3) 債務整理支援給付金支給事業

ア. 申請及び支給の方法

- ① 給付金の支給を受けようとする承継医療機関は、開設地の都道府県に対し、以下の書類を添えて申請を行う。
 - i 債務整理支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書
 - ii 承継医療機関と廃止となる医療機関間の残債引継に関する申合せ書及び引継債務の明細及び公認会計士等による意見聴取書（別添「手続実施結果報告書」）。なお、引継債務の明細には、必ず以下の事項の記載を含むこと。
 - ・ 借入金
債務の内容や用途（事業用資産の取得、運転資金など）を記載し、借入申込書、金銭消費貸借契約書等を添付すること。
 - ・ 買掛金、未払金などその他の債務
債務の内容、金額、相手先を記載すること。
 - iii 統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資の貸付契約書（廃止医療機関の残債の返済に関する融資である旨の記載があること。）の写し及びこれに係る償還年次表
 - iv 国税の納税証明書、社会保険料納入証明書及び労働保険料等納入証明書
 - v 医療機関統合支援給付金の申請を行っている場合はその申請書の写し、既に交付決定を受けている場合は、交付決定通知書の写し
- ② 都道府県は、審査の上、給付金を支給する。なお、医療機関統合支援給付金の統合関係医療機関ではない場合は対象とすることはできない。

イ. 申請受付開始日及び申請期限

- ① 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付日を決定するものとする。
- ② 申請期限は必要な事務手続きの期間等を考慮して都道府県において定める。

5 給付金の返還

(1) 単独支援給付金支給事業

都道府県知事は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が、以下の①から③に定める事項のいずれかに該当する場合、支給を行った給付金の全額又は一部の返還を求め

ること。

- ① 単独病床機能再編計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合
- ② 給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に、同一の構想区域（医療法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）に開設する医療機関において、対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び都道府県知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）
- ③ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合

（2）統合支援給付金支給事業

都道府県知事は、給付金の支給を受けた統合関係医療機関が、以下の①から③に定める事項のいずれかに該当する場合、支給を行った給付金の全額又は一部の返還を求めること。

- ① 統合計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合
- ② 統合関係医療機関が、給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び都道府県知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）
- ③ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合

（3）債務整理支援給付金支給事業

- ① 都道府県知事は、給付金の支給を受けた開設者が、以下の i 又は ii に定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求めること。
 - i 給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に、同一の構想区域に開設する医療機関において対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び都道府県知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）
 - ii 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合
- ② 給付金の支給を受けた開設者は、本給付の支給を受けた後、融資先の変更や繰り上げ返済等により本給付申請時の元本の年率（上限0.5%）を下回ることとなり、新たな年率適用後の給付金残額が当初の年率を踏まえた給付金残額と比して上回ることとなった場合、差額を都道府県知事へ返還すること。

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 28 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
の実施に関する Q & A について

今般、地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業（以下「事業区分Ⅰ－２」という。）の実施に当たり、令和２年度病床機能再編支援事業の実施等を通じていただいた様々な御照会を踏まえ、別紙のとおり Q & A を定めましたので、貴管下医療機関及び関係団体等の関係者に対し、周知徹底方御配慮をお願いします。

地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
の実施に関する Q & A

1. 全般的事項

Q 1 : 補助金から地域医療介護総合確保基金の事業の一部となったことに伴い変更される点は何ですか。

A 1 : 名称について「削減支援給付金」を「単独支援給付金」に、「医療機関統合支援給付金」を「統合支援給付金」に、「債務整理に必要な借入金に対する支援給付金」を「債務整理支援給付金」に変更しています。

単独支援給付金給付事業について、当該年度における病床数の減少を対象とするのではなく、病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」という。）に記載された病床数の減少を対象とすることします。この結果、QA16～18 をご留意の上、複数年度に渡る病床数の減少を対象として支給することも可能となります。

※ 別紙参照

Q 2 : 給付金の支給について、申請者が不服申立てを行うことはできますか。

A 2 : 給付金の支給の法的性格は、民法（明治 29 年法律第 89 号）上の贈与契約であり、行政処分ではないため、給付金の支給については、不服申立て等の対象とはなりません。

Q 3 : 各給付金は、課税の対象になりますか。

A 3 : 各給付金は、病床機能再編を支援するため、使途に制約のない資金を支給するものです。これは、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。

Q 4 : 給付金の使途は定められていますか。医療機関は実績報告書を提出する必要がありますか。

A 4 : 使途は限定されていないため、個々の状況に応じて広くお使いいただく

けます。また、給付金の支給を受けた医療機関は都道府県に実績報告書を提出する必要はありません。

Q 5 : 事業の完了日とはいつになりますか。また、いつまでに事業を完了する必要がありますか。

A 5 : 給付金の支給申請を行ったすべての医療機関に対し、給付金の支給が完了した日が事業完了日となります。また、事業の完了は地域医療介護総合確保基金の都道府県計画において設定した計画期間までに行っている必要があります。

Q 6 : 国から都道府県への交付決定が行われる前に都道府県から医療機関への給付金の支払いをしてもいいのでしょうか。

A 6 : 交付決定日以降でお願いします。なお、国から都道府県への交付決定後、速やかに医療機関へ給付金の支払いが行えるよう、事前に準備は進めておいていただければ幸いです。

Q 7 : 申請額が予算額をオーバーした場合でも 1 床あたりの単価等満額支給されるのでしょうか。

A 7 : 例えば、複数年度に跨がる病床機能の再編が行われる計画となっている単独支援給付金の支給申請があった場合等、翌年度以降に申請を行っても問題のないものについては、都道府県にご相談の上、翌年度以降に申請を見送っていただく等、当該年度に満額支給が可能となるよう調整させていただきます。

Q 8 : 審査上注意すべき点はなんですか。

A 8 : 単独支援及び統合支援については、給付金の支給後に単独病床機能再編計画及び統合計画が破綻すると、給付金を支給した医療機関に対して給付金の返還を求める必要が生じます。このような事態は医療機関の経営に大きな影響を与えることから、可能な限り避ける必要があります。よって、都道府県が給付を行うに当たっては、当該計画に基づく取組の進捗状況を把握し、確実に当該計画に基づき病床数の減少が実行されると見込まれる事案について支給を行うよう努めてください。

Q 9 : 病床数の減少後の許可病床数の中に休棟等を残すことは可能でしょうか

A 9 : 単独病床機能再編計画及び統合計画を実行する過程において、減少する予定の稼働病床を一時的に休棟等にして残すことは可能ですが、計画完了時点の許可病床には休棟等がすべて削減され、存在しない状態となっている必要があります。

ただし、例えば新型コロナウイルス感染症への対応による影響等で、一時的に休棟として取り扱う場合など、やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。

単独支援給付金及び統合支援給付金の支給対象となる病床数は、休棟等をすべて削減したうえで、対象3区分の稼働病床から減少した病床数に対して支給額が算定されることになります。

Q10 : 単独病床機能再編計画に記載の内容や統合に関する合意の内容について達成が見込めなくなった場合、基金としてどのような取り扱いをする必要があるでしょうか。

A10 : 事業区分Ⅰ－１と同様に未執行額として計上してください。基金が解散しない限り、直ちに国へ返還する必要はありません。

Q11 : 単独病床機能再編計画及び統合計画と地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第11条の2第1項に規定する再編計画はどのような関係性でしょうか。

A11 : 単独病床機能再編計画及び統合計画は本事業の申請に際し、申請する医療機関において作成する必要があるものです。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第11条の2第1項に規定する再編計画は、複数医療機関が再編・統合を行う際に再編計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることによって、当該再編計画に基づき取得する土地・建物に係る登録免許税の軽減措置を受けることを可能とするものです。

このように、両計画は趣旨を異にするものであり、医療機関においては、活用する制度に応じて作成いただく必要があります。

2. 単独支援給付金について

Q12：平成30年度病床機能報告による高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能の病床数の減少を対象としたのは何故でしょうか。

A12：対象については、令和2年度病床機能再編支援補助金と同様、令和2年度以降の取組を評価する観点から、平成30年度病床機能報告による病床数を基準として用いることとしました。また、今後、高齢化の進展により、リハビリテーション医療の需要増加が見込まれ、当該医療を主に担う回復期病床は、全国的に増やしていく必要があることから、回復期を除く高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能を対象としました。

Q13：単独病床機能再編計画に記載すべき内容を教えてください。

A13：平成30年度病床機能報告から単独病床機能再編計画の完了日までの4機能ごとの許可病床数及び稼働病床数の推移並びに病床数の減少が地域医療構想の実現に向け必要な取組であることを示す内容を記載ください。なお、単独病床機能再編計画に係る様式は任意です。

Q14：内示までに病床数の減少が完了してしまった又は病床数の減少の途中である医療機関は支給の対象外でしょうか。

A14：原則として、病床数の減少に着手する前に単独病床機能再編計画を作成の上、地域医療構想調整会議及び医療審議会において議論いただく必要があります。なお、病床数の減少に着手した後又は完了した場合であっても、その時点で本事業の対象となることが判明した等の特段の事情がある場合には、地域医療構想調整会議及び都道府県医療審議会に諮った上で認められた場合に限り対象となります。ただし、令和元年度以前の対象3区分における病床数の減少分は認められません。

Q15：複数年度に跨がる単独病床機能再編計画に対する支給は可能でしょうか。

A15：可能です。ただし、計画の完了日が令和8年3月31日までのものに限り
ます。

Q16：医療機関が今年度に単独病床機能再編計画を作成し、翌年度に病床再編を開始する予定としています。いつの段階で申請したら良いでしょうか。

A16： 単独支援給付金の都道府県から国への申請は、実際に病床再編が開始される年度以降にしてください。なお、医療機関から都道府県への申請については都道府県の判断でとりまとめてください。 ※ 別紙参照

Q17：複数年度に跨がる単独病床機能再編計画を提出した医療機関に対して都道府県はどのように支給すればよいでしょうか。

A17： 都道府県は単独病床機能再編計画の進捗状況を踏まえつつ、年度毎に減少した病床数に応じて、申請した医療機関へ支給することが可能です。なお、支給する年度までに減少した病床数に相当する額以上を支給することはできません（翌年度以降の病床減少の予定に対して、前もって支給することはできません）。そのため、初年度に複数年度分を一括して支給することはできませんが、減少した病床数に応じて複数年度分を一括して支給することは可能です。

なお、都道府県が国に対して行う交付申請は、計画最終年度までに支給予定の給付金全額を申請してください。 ※ 別紙参照

Q18：医療機関の単独病床機能再編計画の進捗が遅れたために、既に給付金を支給した年度分の病床の減少が達成されない場合、返還の対象でしょうか。

A18： 単独病床機能再編計画の実行目処が立たない又は実現することが困難となった場合（廃止や中止等）は、減少されなかった病床数分の支給金額を当該基金に返還させてください。また、返還された金額の取り扱いについては、未執行額としてください。

単独病床機能再編計画の進捗は遅れたものの、翌年度において、早期に病床の減少が確実に達成される場合は、返還の必要はありません。翌年度以降、確実に計画が進められるように、見直した単独病床機能再編計画を地域医療構想調整会議に報告するようお願いいたします。

見直した単独病床機能再編計画の完了日が、地域医療介護総合確保基金の都道府県計画において設定した計画期間の完了日より後となる場合、都道府県計画の変更計画を行ってください。

Q19： 単独病床機能再編計画が地域医療構想調整会議及び都道府県医療審議会にて認められた年度に限り支給申請が可能でしょうか。

A19： 単独病床機能再編計画が認められた後であれば、支給申請が可能です。ただし、医療機関から都道府県への申請は実際に病床再編が開始される年度以降にしてください。単独病床機能再編計画の実現可能性を踏まえながら支給の申請をお願いいたします。

Q20： 支給額の算定方法を教えてください。

A20： 以下の手順で支給額を算定します。

① 平成30年度病床機能報告における対象3区分（高度急性期・急性期・慢性期）の病棟の許可病床数の合計値（A）を算出

② 平成30年度病床機能報告における対象3区分（高度急性期・急性期・慢性期）の病棟の稼働病床数の合計値（B）を算出

③ 以下の式により、対象3区分の病床稼働率（C）を算出

$$\text{病床稼働率} = \frac{\text{平成30年度病床機能報告における対象3区分の病床の年間在棟患者延べ数の合計値（※）}}{A \times 365} \times 100$$

※ 平成30年度病床機能報告対象期間のうちに病棟の再編・見直しを行っている場合は、報告可能な対象期間から年間換算して当該病棟の年間在棟延べ数を算出。

例）平成30年度病床機能報告において、報告可能な対象期間が3ヶ月、在棟患者延べ数が3,000人と報告されている場合、 $3000 \times 12 \div 3 = 12,000$ 人

④ A×Cにより、一日平均実働病床数（D）を算出

⑤ 以下の式により、支給対象病床数（E）を算出

支給対象病床数＝B－減少後の対象3区分の許可病床数の合計－回復期又は介護医療院へ転換した病床数の合計－令和2年度病床機能再編支援補助金及び本事業で支給済の病床数－同一開設者の医療機関へ融通した対象3区分の病床数

⑥ 以下の式により、支給額を算出

i) B－D＞Eの場合（一日平均実働病床数まで減少しない場合）

支給額＝E×減少病床1床あたり単価（※）

ii) $B - D < E$ の場合（一日平均実働病床数より少ない病床数まで減少する場合）

支給額 = $((B - D) \times \text{減少病床 1 床あたり単価}(\ast)) + ((D + E - B) \times 2,280 \text{ 千円})$

※Cの値に応じて変動

※平成 30 年度病床機能報告から病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関における減少前の病床数は、平成 30 年度病床機能報告時の対象 3 区分の稼働病床数、又は減少前の対象 3 区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。

Q21：平成 30 年度病床機能報告について、報告していない場合や、報告した内容に誤りがあった場合はどのように取り扱うのでしょうか。

A21：都道府県において、平成 30 年度病床機能報告内容の訂正が必要と認められた場合に限り、訂正された報告内容に基づいて支給してください。
なお、医療機関側が未報告の場合には法律に定められた義務を果たしていないため支給の対象にはなりません。

Q22：令和元年度以前の病床数の減少は対象とならないのでしょうか。

A22：令和 2 年度病床機能再編支援補助金が始まった令和 2 年度以降の対象 3 区分における病床数が減少した場合に対象となる事業であることから、令和元年度以前に病床数を減少した場合は対象とはなりません。

Q23：申請する病院が同一年度内に複数回の病床数の減少を行った場合どのように申請させればよいのでしょうか。

A23：同一年度内のものは、1 回の申請にまとめてください。

Q24：本給付金における病床数の減少の定義を教えてください。

A24：単独の医療機関が療養病床又は一般病床の許可病床を減床することをいいます。

ただし、給付金の支給対象となるには、平成 30 年度病床機能報告における対象 3 区分の稼働病床数の 10% 以上にあたる病床数分が対象 3 区分の許可病床数から減床していることが前提となります。

なお、地域医療連携推進法人による病床融通や医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 10 項に基づく複数の公的医療機関等を含めた再編統合の特例等、複数の医療機関の機能分化・連携の取組により医療機関が病床数を減少させる場合は、当該医療機関の平成 30 年度病床機能報告における対象 3 区分の稼働病床数の 10%以上にあたる病床数分が対象 3 区分の許可病床数から融通した病床数分を除いて減床している必要があります。

Q25： 給付金の算定に当たり、対象 3 区分の減少する病床数のうち、回復期機能への転換病床数分及び介護医療院への転換病床数分については、何故算定から除くこととしたのでしょうか。

A25： 介護医療院は、医療機関と同様の施設基準及び医師、看護師の配置を義務づけたうえで、医療を提供し、医療機関の名称を用いることが可能であり、医療機関と同様と考えられることから、介護医療院への病床の転換は、病床数の減少として取り扱っておりません。また、回復期機能への転換については、病床が残るためです。

Q26： 地域医療構想調整会議及び都道府県医療審議会が厚生労働大臣への交付申請期限までに開催が困難な場合、いつまでに行えばよいですか。

A26： 地域医療構想調整会議及び都道府県医療審議会の議論の結果によって、基金の交付決定後に取消又は変更とならないよう、遅くとも基金の交付決定までには実施いただくようお願いします。なお、過去に開催した地域医療構想調整会議及び都道府県医療審議会において、支給申請を行った病床数の減少が、地域医療構想の実現に資するものであると議論がなされていることが議事録等で明らかである場合は、改めて議論する必要はありません。

Q27： 単独病床機能再編計画の意見を求める場として、必ず都道府県医療審議会であればならないでしょうか（都道府県医療審議会に下部組織にあたる分科会などでは認められないでしょうか）。

A27： 単独病床機能再編計画について地域医療構想との整合性がとれているか審議可能な場であれば都道府県医療審議会以外の場（分科会等）でも認められます。

Q28：「地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見踏まえ、都道府県が必要と認めたものであること。」について、想定している内容を教えてください。

A28： 申請医療機関から減少予定の病床数の内訳等を説明、意見聴取されることを想定しています。
※詳細は別紙を参照願います。

Q29：地域医療連携推進法人の参加法人間は、同一開設者となるのでしょうか。

A29： 法人としては異なることから、同一の開設者とはみなされません。そのため、参加法人Aの開設する医療機関が病床数を減少する際に、同一地域医療連携推進法人内の参加法人Bが、地域医療構想の実現に向けたものであるとして認め、医療法第30条の4第12項に基づき開設する医療機関の病床数を増加させる場合にあっては、参加法人Aの開設する医療機関が融通した病床は、単独の医療機関における病床数の減少として、給付金の支給対象となります。

Q30：経営状況を踏まえ、地域医療構想とは関係なく、単に廃院となる場合にも支給の対象となるのでしょうか。

A30： 地域医療構想の実現を目的としたものではない病床数の減少（経営困難等を踏まえた自己破産による廃院）は支給の対象とはなりません。

3. 統合支援給付金

Q31： 単独支援給付金と統合支援給付金の両方を申請することは可能でしょうか。

A31： 統合支援給付金の支給申請は、単独支援給付金の対象となった医療機関が関係医療機関に含まれていた場合でも、当該医療機関を算定の対象として行うことが可能です。

Q32： 支給額の算定方法を教えてください。

A32： 以下の手順で支給額を算定します。

I. 統合関係病院ごとに、以下の手順で支給額を算定

① 平成 30 年度病床機能報告における対象 3 区分（高度急性期・急性期・慢性期）の病棟の許可病床数の合計値（A）を算出

② 平成 30 年度病床機能報告における対象 3 区分（高度急性期・急性期・慢性期）の病棟の稼働病床数の合計値（B）を算出。

③ 以下の式により、対象 3 区分の病床稼働率（C）を算出

$$\text{病床稼働率} = \frac{\text{平成 30 年度病床機能報告における対象 3 区分の病床の年間在棟患者延べ数の合計値（※）}}{A \times 365} \times 100$$

※ 平成 30 年度病床機能報告対象期間のうちに病棟の再編・見直しを行っている場合は、報告可能な対象期間から年間換算して当該病棟の年間在棟延べ数を算出。

例）平成 30 年度病床機能報告において、報告可能な対象期間が 3 ヶ月、在棟患者延べ数が 3,000 人と報告されている場合、 $3000 \times 12 \div 3 = 12,000$ 人

④ $A \times C$ により、一日平均実働病床数（D）を算出

⑤ 以下の式により、支給対象病床数（E）を算出

支給対象病床数＝B－統合後の対象 3 区分の許可病床数の合計－回復期又は介護医療院へ転換した病床数－他の統合関係医療機関へ融通した対象 3 区分の病床数

⑥ 以下の式により、支給額を算出

i) $B - D > E$ の場合（一日平均実働病床数まで減少しない場合）

支給額＝E×減少病床1床あたり単価（※）

ii) B－D＜Eの場合（一日平均実働病床数より少ない病床数まで減少する場合）

支給額＝（（B－D）×減少病床1床あたり単価（※））＋（（D＋E－B）×2,280千円）

※Cの値に応じて変動

※平成30年度病床機能報告から病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関における減少前の病床数は、平成30年度病床機能報告時の対象3区分の稼働病床数又は減少前の対象3区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。

II. すべての統合関係医療機関が重点支援区域における支援対象病院として位置付けられている場合は、統合関係医療機関の施設ごとに算定された金額に1.5を乗じて算定された額の合計。

Q33：重点支援区域内の医療機関の統合計画であれば、統合支援給付金の支給額が1.5倍になるということでしょうか。なお、この場合は単独支援給付金の支給額も1.5倍になりますか。

A33：都道府県からの重点支援区域申請の際に、「再編統合（機能連携等を含む）の対象となる医療機関」（以下「医療機能再編等対象医療機関」という。）として位置付けられた医療機関がすべて含まれている統合計画である必要があります。重点支援区域において医療機能再編等対象医療機関に変更が生じた場合には、統合関係医療機関間における統合計画の合意前に、厚生労働省へ医療機能再編等対象医療機関の変更手続きをお願いします。

なお、単独支援給付金は1.5倍にはなりません。

Q34：支給申請書に添付する統合計画に記載する統合前と統合後の医療体制については何を記載するのでしょうか。

A34：統合前については、統合前の各々の医療機関の名称、開設者、所在地の住所、所在する構想区域、病床機能別の病床数等の記載、統合後については、統合後に残る医療機関の名称、開設者、所在地の住所、所在する構想区域、病床機能別の病床数等の記載が必要となります。

Q35：支給申請書に添付する統合計画に記載する合意の内容は、基本設計や実施設計等で開院が令和8年3月31日までになっている等の根拠となる書類等が必要となるのでしょうか。

A35： 統合に関わる合意書を作成し、地域医療構想調整会議等にて確認していただくようお願いします。また、合意書作成時点において、基本設計や実施設計など具体的な計画については提出いただく必要はありません。
なお、合意の内容が履行出来ない場合は給付金の返還を求める必要がありますので、スケジュールや機能等の合意にあたっては十分な検討が必要となります。

Q36：病院の廃止の中には有床診療所化し、医療機関としては存続する場合は含まれますか。また、介護医療院として残るものも含まれますか。

A36： 病院として廃止されれば、有床診療所や介護医療院として残っても統合支援の対象とする要件である病院の廃止と判断して差し支えありません。ただし、有床診療所として残る病床や、介護医療院に転換する病院の病床については、統合支援分の給付金を算定する対象とはなりません。

Q37：給付金の返還となった場合は、代表病院に返還を求めることとなるのでしょうか。

A37： 代表病院に求めることとなります。

Q38：統合前から統合後における機能ごとの病床数の増減について、統合関係医療機関間の病床融通及び回復期機能からの転換等、病床の移動に係る考え方の制限はありますか。

A38： 対象3区分以外から対象3区分への病床融通及び転換した病床は給付金の対象とはなりません。

4. 債務整理支援給付金

Q39：複数の医療機関で協力して債務を引く継ぐ場合も対象となりますか。

A39： 廃止される医療機関の債務を、複数の医療機関が当該債務を分担して引き継いで借り換えを行ったことが、契約等の書面により明確な場合に限り対象として差し支えありません。

Q40：支給額の算定方法を教えてください。

A40： 以下の計算方法により、支給額を計算することとなります。

＜金融機関から新たに受けた融資＞

- A 償還年次表において融資を受けた日から起算して20年までに支払うこととなる利子総額（円）
- B 支払利率（％）
- C 支払利率別の融資期間（※）

（※）融資を受けた日から通算して20年以内（支払利息が発生しない期間は通算から除く）。

①算定利率（D）の計算

$$D = \Sigma BC / \Sigma C \text{（％）}$$

②支給額（E）の計算

【 $D \leq$ 年0.5％の場合】

$$E = A \text{（円）}$$

【 $D >$ 年0.5％の場合】

$$E = \frac{0.5A}{D} \text{（円）}$$